

議案参考資料

[令和8年第1回定例会(3月)]

[担当課(室)係(担当)]

子育て支援課 子ども施設係

議案名

議案第16号 桐生市子どものための教育・保育の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

公立の保育所等において乳児等通園支援事業を実施する場合における保護者負担額を定めるため、所要の改正を行おうとするものです。

概要

公立の保育所等が乳児等通園支援事業を実施する場合における保護者負担金について、次のように定めます。

【乳児等通園支援事業に係る保護者負担金】

区分	金額
1時間当たり	300円

(施行期日：令和8年4月1日)

背景・経過

乳児等通園支援事業については、令和7年度から制度化され、令和8年度に全国の市町村での実施が義務付けられています。

本事業を公立の保育所等において実施する場合、その保護者負担額について条例に規定する必要があることから、本条例を改正し、乳児等通園支援事業負担金を追加します。